

職業分類の課題に対する見直し方針

No.	種別	職業分類の見直しにおける課題	見直しの方針
1	基本方針	<p>○日本標準職業分類の目的の整理 現行の日本標準職業分類の記載は、主に分類の方法であり、設定時の意図や目的などは記載されていない。 統計基準である日本標準職業分類がさまざまな場面で利用される時に、職業分類の目的や使命、どのように使用されることを意図しているなどを整理し、明確にしておくことが重要ではないか。</p>	<p>【対応済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本標準職業分類の位置付けと役割について整理。
2	基本方針	<p>○見直しの考え方の整理 分類の設定において、どのような視点で行ったのか分かりにくいものがあるので、分類を区分する視点の優先順位や適用の考え方を整理してはどうか。 また、そのような理論的分類に対し、実務的な面で調整する部分も出てきた際には、それらの考えを整理して記録しておくことが、次回の見直しや今般改定する分類の見直しで有用なものになるのではないか。</p>	<p>【対応済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分類項目の適用と設定の考え方が混在していた、第2項「職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則」を分割し、分類項目の設定の考え方と適用の考え方を区別して整理。 ・用語の定義を整理したことで、「仕事の内容」を「仕事を構成する課業（作業や任務）」と明示的にすることで、考え方を整理。
3	基本方針	<p>○利用者を意識した日本標準職業分類の見直し 現行の日本標準職業分類は、「仕事」や「職業」の定義の曖昧さなど分かりづらいと感じる部分が多い。国際分類を考慮した見直しも大切であるが、利用者にとっての分かりやすいものを目指すべきではないか。 また、分類の基準について、どういう理由で区分されたのか分かるような記載があっても良いのではないか。</p>	<p>【対応済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本標準職業分類の利用者にとって分かりやすい分類となるように、現行の取り扱いを前提に国際分類との比較ができるよう考慮し、用語の定義などの概念的整理を見直した。 ・また、一般原則に加えて、説明資料を作ることで、その意図が継続的に引き継がれるように配慮。
4	基本方針 一般原則	<p>○職業分類の用語の意義の見直し 日本標準職業分類では、仕事と職業がほぼ同じ意味に整理されているが、ISCO-08では、occupation（職業）は、「主たるtasks（作業）及びduties（任務）が高度な類似性によって特徴付けられるjob（仕事）」の集合体という構造になっている。この点について、整合性を図る必要があるのではないか。</p>	<p>【対応済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の定義を見直し、職業の概念を整理。
5	基本方針 一般原則	<p>○職業分類における「報酬」の取扱い 職業の意義で「報酬」を用いているが、ISCO-08では「報酬」を要件としていない。 無報酬のボランティアであっても、同じ職業で仕事の内容に違いはなく、無報酬であることを理由に職業分類の適用を妨げる理由は薄く、「報酬」の取扱いを検討すべきではないか。</p>	<p>【対応済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分類項目の設定の考え方、適用の考え方を区分して整理することにより、分類項目の設定するときの対象は原則報酬を受けるもの、適用する際は報酬の有無に限らずボランティアなどでも利用できるように整理。
6	基本方針	<p>○分類項目の新設、廃止等を検討するための量的基準の策定 回答者が極端に多い場合や少ない場合における分類の見直しを、整合的に行うために量的基準を策定すべきではないか。</p>	<p>【対応済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分類項目の新設、廃止等を検討するための量的目安を策定。
7	基本方針 一般原則	<p>○分類基準の整理 一般原則第2項の後段において、分類項目の設定原則が規定されているが、それがどのように分類の検討で用いられたのか分からないものとなっている。 例えば、中分類34「営業職業従事者」は、営業する商材別に小分類が設けられているが、新規営業やルート営業など仕事の遂行に必要とされる技能で区分する余地もあったのではないかと考えられる。 このように複数の基準で区分可能な場合に、分類項目の設定原則をどのような考え方や優先順位で用いるのか整理しておく必要があるのではないか。</p>	<p>【対応済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分類項目の設定の考え方を整理したことで、共通した課業の類似性の基準と部分的に用いられる基準を明確にし、優先すべき基準を整理。

8	○職業の決定方法の見直し 従来は個別の職業としていた複数の職業について、連続したものや類似したものについては人手不足の影響や取り巻く環境の変化によって区分しがたい1人の仕事となっている場面が増えた。 一般原則では就業時間で判断することとしているが、職業を判断する基準としてユーザーのニーズを捉えるものとなっているか。 職業の決定方法について、次の点を考慮し見直すべきではないか。 <ul style="list-style-type: none">・「報酬」を基準とすることの妥当性・兼業、副業など多様な働き方の取扱い・統計調査の回答で得られる職業の情報	【継続的検討】 <ul style="list-style-type: none">・統計調査実施部局への意見聴取などを行い引き続き検討する予定。
9	○日本標準職業分類におけるスキルレベルの取扱い 日本では職場内での経験を積みながら高度な職種に移っていく場合が多く、ISCO-08のように教育水準をスキルレベルの判断に用いるのは馴染まないのではないか。 似た仕事の内容でも、裁量性のある業務に従事するなど指導ができる人と定型的な業務をする人で分けるなどの工夫をしてはどうか。	【対応済み】 <ul style="list-style-type: none">・ISCO-08のようなスキルレベルの導入はしないこととした。・一方で、分類項目の設定原則において、「事業所又はその他の組織の中で果たす役割」の具体的な観点として、「同種の行為を行う他者との関係（教育・指導的立場かなど）」を説明資料で記載し、指導的な立場か否かという観点における分類項目の設定ができるることを明らかにした。
10	○仕事に従事する場所と職業の整理 これまでの日本標準職業分類では、職業分類は事業所の産業分類とは独立に設けられるとしてきた一方、各分類の説明に場所が記載されるケースも少なくない。 ITの普及等により場所にとらわれない働き方が増えてきた現代において、職業の説明（定義）に場所の明記が必要な場面は減っているものと考える。 不必要的場所の記載が、当該職業へ分類する際のあい路になるおそれがあることから、各分類の説明について不要な場所の記載は見直して良いのではないか。	【対応済み】 <ul style="list-style-type: none">・分類項目の設定における課業の類似性の基準の検討において、ITの普及等により仕事に従事する場所が必ずしも共通した類似性の基準にはなり難いと整理し、「仕事に従事する場所及び環境」を削除した。 なお、部分的に「仕事に従事する場所及び環境」を考慮し分類項目を設定することは排除しないこととした。
11	○分かりやすい内容例示の設定 職業の多様化によって、各分類の境界を概念上整理出来ても現実の職業で区別できない場面が想定される。こうした際に統計調査の実務で着実に運用してもらうために、分かりやすい内容例示を設定するよう見直してはどうか。	研究会の議論を反映した内容例示の充実を図るとともに、職業分類の見直しに向けられた意見などを踏まえ、社会情勢の変化に対応した分かりやすい内容例示の設定を行う。 具体的には、次の視点を中心に内容例示を検討する。 <ul style="list-style-type: none">・研究会の議論で内容例示として提起された職業の追加・説明から明らかな職業、法令の改廃により既に廃止された職業の削除・統計調査を行う各府省から提出された意見を踏まえた職業の追加
12	○社会や経済等の変化に応じた分類項目の見直し 現行分類の設定（2009年）以降の経済の変化を反映するため、分野ごとに分類項目の見直しを行う必要があるのではないか。	国際標準職業分類 2008 年版（ISCO-08）、厚生労働省編職業分類、民間の職種分類等を参考に、職業分類の目的や有識者の意見を踏まえつつ、社会や経済等の変化に応じた分類項目の見直しを行う。
13	○デジタル・IT系分野の職業の見直し デジタル・IT系分野の職業については、中分類10「情報処理・通信技術者」に多くが分類されているところ。 一方、当該分野の職業については、社会や経済等の変化に伴い従事者の増加、新たな職種の誕生など大きな変化があったことから、重点的に議論し、新たな職業を適切に立項する必要があるのではないか。	これまでの研究会での議論内容やデジタルスキル標準等の情報収集を行い、国際標準職業分類（ISCO）、厚生労働省編職業分類、民間求人サイトで設定されている職業を参考に、最新の各職業を構成する課業の組み合わせや性質などを整理する。

14	大分類A	<p>○中分類04「その他の管理的職業従事者」の見直し 中分類04「その他の管理的職業従事者」については、中分類と小分類が同一の分類項目名となっているが、中分類及び小分類の説明で「個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するものなど」と具体的な例示ができるのであれば、「個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するもの」で小分類を設けるなど、細分化の余地があるのではないか。</p>	<p>次の視点を中心に検討する。 • 説明の見直し及び内容例示の追加 分類項目の説明とその実態に齟齬が生じていることは、当該分類項目の適切な運用に支障が生じるおそれがあることから、当該分類項目の取扱い実態を整理し、実態の取扱いに則した説明へと見直し、かつ、内容例示を追加してはどうか。 • 小分類の新規立項の可能性を模索する。</p>
15	大分類A	<p>○大分類A「管理的職業従事者」における説明の見直し これまで管理的職業従事者の説明は、組織の経営・管理を重要な機能としてきており、経営・管理以外の仕事に直接従事する場合は、当該職業に分類されてきた。しかしながら、プレイングマネージャーは自身も部分的に数字目標を持っているに過ぎず、他の仕事に従事しているかという点は、管理的な仕事に分類されないとする基準として、重要なものではないのではないか。職業の決定方法と合わせて見直す必要があるのではないか。</p>	「管理職」とは何か、ということについて諸外国における事例などを参考に引き続き検討する。
16	大分類B	<p>○大分類Bにおける高度の専門的水準 日本標準職業分類では、高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び専門的性質の仕事に従事する者を大分類B「専門的・技術的職業従事者」に分類している。 新たな職業を検討するにあたって、大分類Bに分類される「高度の専門的水準」について、どのような観点で判断しているのか、国際比較の観点も踏まえ、整理すべく検討してはどうか。</p>	大分類B専門的職業従事者に設定する職業を検討するために、大分類Bに属する職業を分析し、判断する目安を整理する。
	大分類C		<p>【大分類C「事務従事者」の見直しの方針】 • 大分類C「事務従事者」に属する中分類の再構成の模索 ①中分類25「一般事務従事者」の再構成の模索 分類項目の設定原則に照らして、中分類25「一般事務従事者」に属する小分類項目等の整理を、他の職業分類等を参考に中分類25「一般事務従事者」の細分化の可能性を検討する。 ②大分類C「事務従事者」に属する他の中分類の再構成の模索 中分類25の検討の視点を踏まえ、大分類C「事務従事者」に属する他の中分類も属する小分類を再編する余地があるか、他の職業分類等を参考に検討する。 • 分類項目名及び説明の見直し 分類項目の検討において整理した考えを踏まえ、利用者にとって分かりやすい分類項目名や説明になっているのか検討し必要に応じて見直しを行う。</p>
17	大分類C	<p>○中分類25「一般事務従事者」に属する職業の見直し 中分類25「一般事務従事者」に属する職業には、例えば人事事務員であれば、組織の人材マネジメントなどの専門性を有する課業を行う職務と採用業務補助などのアシスタントを行う職務など課業の遂行に求められる知識や技能の幅が異なる職務が混在している。 これらの職務について、職務の実態などを踏まえた見直しを検討してはどうか。</p>	中分類25「一般事務従事者」に属する小分類項目及び属すると考えられる職業の情報収集を行い、各職業を構成する課業の組み合わせや課業の性質などを整理する。
18	大分類C	<p>○小分類257「総合事務員」の取扱い 平成21年第5回改定では総務事務員を「庶務事務員」と「人事事務員」に分割するとともに、主に中小企業等で複数の職種を掛け持ちする者を想定し「総合事務員」を設けた。 しかしながら、「その他の一般事務従事者」との境界が曖昧に思えるところもあるため、その取扱いを検討してはどうか。</p>	総合事務員設定時（平成21年改定）の議論も踏まえ、当該分類項目に属することが適當な職業について、他の職業分類等の考え方も参考に整理する。

		○小分類259「その他の一般事務従事者」の見直し（新規立項の検討） 令和2年国勢調査では、中分類25「一般事務従事者」800万人のうち小分類259「その他の一般事務従事者」が370万人と大きな割合を占めている。 医療事務や介護事務など事業所（産業）に由来するものも含まれていると考えられるが、厚生労働省編職業分類などを参考に新規立項を検討する余地があるのではないか。	小分類259「その他の一般事務従事者」に分類されている職業について次の観点で新規立項の可能性を検討する。 ①産業に関わらず共通する事務の従事者 他の職業分類等で設定されている職業を中心に課業の情報収集を行い、類似した職業の検討やそれらの就業者数を把握し、新規立項の可能性を検討する。 (具体例) 法務事務、広報事務 等 ②特定の産業に由来する事務の従事者 特定の産業に由来する事務の従事者のうち一定の就業者数がいる職業を中心に、課業の情報収集を行い、中分類25「一般事務従事者」に属する他の職業との類似性を整理し、分類項目の設定原則に照らし新規立項の可能性を検討する。 (具体例) 医療事務、介護事務、学校事務 等
19	大分類C	○大分類D「販売従事者」の名称の見直し 大分類D「販売従事者」に属する中分類として「営業職従事者」は設定されているが、販売と営業ではタスクが異なるため、営業が販売に包含された現状の名称の見直しを検討すべきではないか。 同様に大分類から、属する職業が推察しづらいものについては、名称の変更を検討する余地があるのではないか。	大分類D「販売従事者」に限らず、大分類から属する職業が推察しづらいものについては、名称変更の可能性を模索する。
20	大分類D	○大分類D「販売従事者」の説明の見直し 大分類D「販売従事者」では、店舗での販売や他人を訪問するなど各中分類の説明に「場所」を基準として用いてきたところ、ITの普及に伴い店舗以外での販売や他人を訪問しない営業など多様な働き方が生まれてきた。 これらの職業について、仕事の内容の類似性からどのように扱うべきか検討し、必要に応じて各中分類の説明を見直す必要があるのではないか。	分類の説明に「場所」が用いられているものは見直しを検討する。
21	大分類D	○大分類A管理的職業従事者と大分類Eサービス職業従事者（小分類401「飲食店主・店長」及び小分類402「旅館主・支配人」の位置付けの検討 大分類Eに属する401「飲食店主・店長」、402「旅館主・支配人」は説明において、「ただし、主に経営・管理の仕事に従事するものは、大分類A-管理的職業従事者の中分類〔021又は049〕に、」とされているものの、具体的にこれらの職業が管理的職業に分類される事例を整理する必要があるのではないか。	【新たな課題】 雇用者（従業員）である飲食店長等について、本来は「職務内容」に基づいて管理職に分類され得る場合も考えられるところ、現行の取扱いでは、そのほとんどが大分類A管理的職業従事者ではない直接サービスを提供する職業に分類されていることが、眞の課題であると思われる。
22	大分類A 大分類E	○中分類35「家庭生活支援サービス職業従事者」の見直し 中分類35「家庭生活支援サービス職業従事者」の就業者は約2万人であり、中分類としては非常に少ない規模となっている。 しかしながら、共働き家庭が多い現代で個人家庭の支援を行う職業が、本当に就業者数の少ない職業となっているのか。小分類429「他に分類されないサービス職業従事者」に類似する職業が含まれていたり、類似しているものの説明に該当しないため、他の分類となってしまっているのではないか。 説明も含めて、どのような仕事の内容の職業が該当するのか見直してはどうか。	中分類35「家庭生活支援サービス職業従事者」に含むことが適当な個人家庭の支援を行う職業について、他の職業分類や民間の職種一覧などを参考に、さらなる情報収集を行い、どのような職業が該当し得るのか整理し、見直しの必要性を検討する。
23	大分類E	○中分類39「飲食物調理従事者」の見直し 「飲食物調理従事者」は183万人がいるものの小分類は調理人（182万人）とバーテンダー（7000人）という内訳である。 調理人には「飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事」が含まれることから、技術や仕事の内容も幅広い職業が該当することとなっている。 ファストフード店の調理は習得に時間を要さない調理技術と考えられるが、そのような観点でもう少し分割することはできないだろうか。	他の職業分類や民間の職種一覧などを参考に、職務の遂行に必要な知識や技能の違いによる分類項目の見直しを検討する。
24	大分類E		

25	大分類E	<p>○中分類42「他に分類されないサービス職業従事者」の見直し 中分類42「その他のサービス職業従事者」のうち7割以上が、小分類429「他に分類されないサービス職業従事者」となっている。その中には、社会の変化に伴い新たに生まれ、一定数の就業者が認められる職業や仕事の内容の変化に合わせて、他の小分類に整理することが適当な職業がないか検討してはどうか。</p> <p>特に保育士のサポート業務を行う「保育補助」は、保育士不足などの面からもニーズが高い仕事であり、その取扱いを見直す必要性が高いのではないか。</p>	<p>小分類429「他に分類されないサービス職業従事者」に含まれる職業について、厚生労働省編職業分類等で設定されている職業のさらなる情報収集を行い、職業分類の目的等も踏まえ設定の必要性を検討する。</p>
26	大分類F	<p>○「交通誘導員」の新設 建設現場や工事現場において、安全確保のために交通誘導をしている者は、保安職業であると思うが、一定の数が存在するのであれば分類項目として新規立項の余地があるのではないか。</p>	交通誘導員の職務内容を整理し類似した職業の検討、それらの就業者数を把握し、分類項目の見直しを検討する。
27	大分類G	<p>○大分類G「農林漁業従事者」の細分化及び説明の見直し 最近の農業は、個人経営から法人経営、集団経営と変化しており、小分類461「農耕従事者」に、手作業の農作業のみを行う者と農作業機械の運転手が混在しているが、能力・技術的な違いで区分する余地はないか？</p>	農業機械の運転など一部の農作業に特化した農耕従事者について、情報収集を行い、検討する。
28	大分類H	<p>○大分類H「生産工程従事者」の検討 平成21年第5回改定で大きく見直しを行った大分類H「生産工程従事者」に属する中分類における「○○制御・監視従事者」と「○○製造・加工処理従事者」の区分については、実務的な面から把握する限り統計調査では使用されていない分類項目となっている。</p> <p>このため、雇用主（企業）を対象とした統計等での使用実態を確認しつつ、統計ユーザー等のニーズなどを踏まえつつ、その取扱いを検討してはどうか。</p>	作業形態別の区分については、使用実態がないことから職業分類を使用している公的統計の実施府省のニーズを踏まえつつ、統計調査の実態を考慮した分類項目の体系の見直しを検討する。
29	大分類K	<p>○大分類K「運搬・清掃・包装等従事者」の見直し 小分類739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」が、115万人おり、しかも増加中であることから、厚生労働省編職業分類を参考にしながら細分化が必要ではないか。</p> <p>また、他の大分類に属する職業の移設も見据えた大分類Kの項目名及び説明の見直しが必要ではないか。</p>	<p>小分類739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」に含まれるピッキンガ作業員や小売店品出し・陳列・補充作業員といった職業について、さらなる情報収集を行い、職業分類の目的等も踏まえ設定の必要性を検討する。</p> <p>また、大分類Kの項目名及び説明についても、属する職業の情報収集等を通じて見直しを検討する。</p>